

## コーポレート・ガバナンスの推進

Promotion of corporate governance

### 役員報酬

指名・報酬委員会の答申に基づき、当社取締役会で決定した当社役員の報酬決定の基本方針は、次の通りです。

1. 取締役にとって各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中長期経営計画の達成等を通じた中長期にわたる企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
2. 取締役任命基準を満たす能力や適性を有する優秀人材を役員として確保するために、同規模および同業種の企業と比較し、十分に競争力のある報酬水準とする
3. 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

報酬の種類		取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	監査役	概要
固定報酬	金銭報酬	70%	100%	100%	企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとします。
業績連動報酬	金銭報酬	10%	—	—	単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促す短期インセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」および「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。
	譲渡制限付株式報酬	20%	—	—	取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。

### 取締役会の実効性についての分析・評価

当社グループでは取締役会の実効性について、社外を含む全ての取締役および監査役に対してアンケートを実施し、その結果を取締役に報告しています。その概要は以下の通りです。

- 取締役会の運営（開催頻度・審議項目数・資料の事前検討時間等）は概ね適切である。
- 取締役会では、社外取締役や監査役が自由に意見を述べることができる状況が確保されている。

### 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社グループでは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のように定め、本方針に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用しています。

1. 取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

基本方針に基づき、指名・報酬委員会は、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申および助言に基づき、取締役の個別報酬額等を決定します。

また監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しています。

左記2項目からも分かるように、肯定的な評価を得ており、取締役会の実効性が概ね確保できていると分析・評価しています。一方で、「取締役会の審議時間の確保」、「経営戦略・経営計画についての収益力・資本効率等を意識した審議」、「DX推進の実現に向けた審議の充実」、「役員のトレーニングの機会のさらなる充実」を求める意見がありました。

これらの意見を踏まえて、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んで参ります。

6. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
8. 前項の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
9. 当社グループの取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

## リスクマネジメント

### リスクマネジメント体制

ニッタグループでは、取締役会の下に、当社グループのリスクの状況を機動的に管理する機関として、「リスク管理委員会」を設置し、また委員会の下に、「リスク管理部会」を設置し、リスクの把握および回避・低減・未然防止に取り組んでいます。

リスク管理部会は原則月1回開催し、次の事項に関する職務を行います。

1. リスク管理の推進に関する方針案および活動計画案の策定
2. リスク管理案の策定・実施および関係する基本方針・社内規程等の制定・改廃案の策定
3. リスク管理推進計画およびリスク管理に関する進捗状況の管理並びに評価・検証の実施
4. 当社事業に関連する重要なリスク管理に関する法令の制定・改廃および行政や社会の動向の調査・研究

### 事業継続計画(BCP)

#### 「NITTAグループ事業継続基本方針」

ニッタグループは、事業運営を阻害し、ステークホルダーの皆様に影響を及ぼすリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組み、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても事業を継続し、企業として地域・社会への責任を遂行するとともに、質の高い製品・サービスを提供するために、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、全従業員で取り組みます。

#### 「行動指針」

事業継続基本方針を実現するために、以下の行動指針を定めています。

##### 平常時

#### ●優先業務の洗い出しと復旧対策

各事業部門において不測の事態発生時にも継続すべき優先業務を洗い出し、その目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。

### 情報セキュリティ対策

企業活動のデジタル化が進む一方で、サイバー攻撃による被害が深刻化しており、情報漏洩をはじめとしたセキュリティリスクへの対応は、事業継続のための大きな経営課題です。重要な営業機密に関する情報や、顧客、社員の個人情報等の多くの情報が保管されているため、企業や組織のシステムに不具合が生じサービスが停止してしまうことで、社会的に大きな影響を与えてしまう恐れもあります。当社グループでは「NITTAグループ情報セキュリティ方針」に基

#### ▼リスク管理部会

部会長	安全環境品質グループ担当役員
部会委員	経営戦略室、総務CSRグループ、安全環境品質グループ、経営管理グループ、購買グループ、人事グループ、知的財産グループの各責任者
事務局	安全環境品質グループ、総務CSRグループ

5. リスク管理に関する社員教育計画および啓発策の策定・実施
6. ステークホルダーに対する危機管理事象への取り組み状況の開示・コミュニケーションの実施
7. その他当社グループ全社に対する危機管理事象に関する指示・情報連携

#### ●手順書等の作成と訓練の実施

不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書等を作成し、計画的な訓練を実施します。

#### ●見直し、改善

事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し、改善を継続的に実施します。

#### 不測の事態発生時

#### ●人命尊重

従業員とその家族の安否確認および周辺地域の方々を含む人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。

#### ●社会貢献

地域・社会に貢献するという意識をグループ全体で共有し、保全活動に携わる従業員が自立的に行動することができるように努めます。

づき、当社が保有する情報について、機密性、完全性、可用性を確保するために必要な基本的事項を定め、当社グループにおける情報セキュリティ管理の実現に取り組んでいます。また、「情報セキュリティ管理規程」や「ニッタIT利用ガイドライン」等を基に、システムの運用状況並びに整備状況の監査、不正デバイスの検知および更新プログラムの定期更新の徹底とともに、全社員へ情報セキュリティ教育を実施しています。